

さが有機農業支援対策事業費補助金交付要綱

[最終改正 令和5年8月4日付農経第1050号通知]

(趣旨)

第1条 知事は、有機農業の定着と取組拡大を図るため、有機農業に取り組む農業者等（以下、「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助金額は、下表のとおりとする。

区分	対象となる経費	補助金額（定額）
有機農産物	認証申請に係る経費 ・認証機関による有機農産物認証審査に要する費用 ・交通費を含む	農業者当たり 上限 5万円
有機加工食品	認証申請に係る経費（当該申請者が認定を受けた有機農産物を原材料とするものに限る） ・認証機関による有機加工食品認証審査に要する費用 ・交通費を含む	農業者あたり 上限 5万円

※団体で認証を受けた場合は、団体が認証のために認証機関に支払った経費を団体内の認証農業者数で除した金額（上限5万円）を単価として、補助の対象となる認証数を掛け合わせた金額とする。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者等は次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 原則として当該年度に、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、有機農産物の認証（以下、「認証」という。）を受けた、県内居住の農業者等。
- (2) 補助の対象となる認証は、新規の認証及び確認調査（年次審査）による認証（以下、「再認証」という）とする。ただし、補助は3回を限度とし、団体認証の場合は構成する農業者ごとに補助は3回を限度とする。
- (3) 有機農産物の対象作物の認証面積が5a以上の農業者等とする。ただし、有機農産物のうち、特用林産物に分類されるタケノコ、キノコは対象外とする。
- (4) 対象圃場は、原則として県内にある圃場とする。ただし、県外にある圃場であっても、補助事業者が栽培する圃場がある県内市町と、その圃場がある県外市町村が隣接しており、地

域的に一体性があると判断される場合は、実施できるものとする。

- 2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団員又は暴力団に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び規則第12条第1項に規定する実績報告書（以下「補助金交付申請書等」という。）は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書等の受付期間は、原則として4月1日から2月末日までとする。
- 3 補助事業者は、第1項の補助金交付申請書等を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかではない補助事業者については、この限りではない。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付申請書が到達してから、当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60日間とする。

（補助金交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- 2 補助事業者が、原則として当該年度に既にこの補助金の交付を受けていないこと。ただし、認証機関の都合により認証申請の次年度に認証を受けた場合や、認証機関の事故により当該年度に再度の認証が必要となった場合等、補助事業者の責に帰さない場合に限り、予算の範囲内において当該年度に再度補助金を交付することとする。
- 3 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後

5年間保管すること。

(状況報告及び調査)

第6条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の実施状況等の報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付請求)

第7条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付決定を取消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(書類の経由)

第10条 規則又はこの要綱に基づく書類は、農業経営課へ提出する。

(その他)

第11条 本事業の実施については、この要綱に定めるものほか必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 24 年 10 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は令和 3 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は令和 4 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は令和 5 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は令和 5 年 8 月 4 日から施行する。